選挙市民審議会
第５回 第１部門会議 議事録

２０１６年５月１６日（月）１５：００～１７：００
衆議院第一議員会館　第５会議室にて

司会　片木淳（選挙市民審議会共同代表）
書記　富山達夫（とりプロ事務局）

【出席委員】７名
石川公彌子、片木淳、小島敏郎、小林幸治、武井由起子、坪郷實、山口あずさ

【欠席委員】１名
濱野道雄

【陪席・傍聴者】
桂協助（第２部門委員）
岡本達思、城倉啓、富山達夫、丸井英里（以上、とりプロ事務局）
及び、議員秘書、市民、など若干名あり

【議　題】
１）５月に出す見解の見解案について
２）文書図画、インターネット選挙運動、選挙運動期間

【配付資料】
１）選挙市民審議会見解第二案
２）田中久雄委員の意見
３）「選挙市民審議会：第１部門」論点メモ（2016 年 4 月 25 日）
４）選挙市民審議会　第２回第１部門会議　議事録
５）選挙市民審議会　第３回第１部門会議　議事録

会議冒頭で「とりプロ」事務局の富山達夫より、定足数の確認と配布資料の説明があった後、審議に入った。

片木淳：それでは早速ですけども、内容に入らせていただきます。今日は私のほうで司会をやれということでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、早速中身に入りたいと思いますが、われわれからご相談しております５月２５日に出す見解。まあ参議院選挙が近いということで出したらどうかという話が２月でしたか３月でしたかありまして、それで事務局の方でとりあえず案、たたき台を出していただいてメールで出したんですが、わたしも若干意見を申し上げましたが、何人かの方から意見がありまして、それでお手元にお配りしております「選挙市民審議会見解第二案」というのを城倉さんの方でおまとめいただいております。その後、２１日まででしたかね、期限でみんな意見言って良いってなってたんですが、早速田中久雄委員の方から、第２部門の田中久雄さんの方から意見が昨日か今日メールで届いていると思いますが、ご意見がありました。そういうわけで、今日はできたら、どうしますか、２１日までも一応意見受付でしょうが、今日この二つのやつをできたらある程度まとめて、それで他の第２部門・第３部門の審議会はもう開かれないということですので、わが第１部門審議会で素案をまとめて、もういっぺん城倉さんの方から流して、２１日の期限は依然変わらないけれども、そういうことで２５日に臨むということでよろしいですかね。そんな段取りでございます。それでまあまだあのお読みになっていない方もおられるかもしれませんので、城倉さんの方で申し訳ないですけれども、この第二案の中身をざっとご説明いただいて、それで田中久雄委員の意見もちょっと目で追っていただくということで、みなさんのご意見いただきましょうか。よろしくお願いいたします。

城倉啓：第二案とあるものを説明させていただきますが、まず最初に「少し目を引くような言葉があった方が良い」というご意見もあったので、聞きなれない言葉で「おや」と、「２１世紀の主権者運動」「２１世紀の普選運動」、こういう言葉をあえて使っているというのが一つ。

もう一つはですね、呼びかけ文にしようという部分ですね。「政治に関わろう」「投票しよう」の辺りのことですね。

それと三つ目のところ、この辺り。「日本は今大きな岐路に立っている」と言っているところ。これは少しぼやっとした言い方にしております。何が岐路なのかを書いていないのは、共同代表者会議の中で「対立構造のような、またはそれを生むような言い方はあまり良くないんじゃないのか」ということがあったので、ぼやっとしていますが。正にそれが田中久雄委員の意見や、片木共同代表のご意見、「何が岐路なのか具体的にあった方が良い」という考え方も当然あると思いますので、ご議論いただきたいという風に思います。

それと現行公職選挙法の問題性について書いてあるのがその次のパラグラフ。そしてそれを遡って１９２５年まで遡って言っているというのが、その次に続いていって、そして最後のところで２０２５年というのはある種のロマンですが、１９２５年から数えると１００年と。そういうような意味です。ただこれは冗長な言い方にもなります。あと９年ぐらいありますから。ということで全体審議会１１月３０日などでもですね、あまりこの数字、意味あるのって言われてましたので、ここの辺りも是非揉んでいただきたいなという風に思っております。

全体に言いたいことがちぐはぐになってませんかということが田中委員から言われておりまして、すっきりと二つに分けたら良いと。一個目は呼びかけ、二個目がわたしたちの活動のアピール。こんな風にして分けて書いたら良いんじゃないかってことで、具体的な提案をしていただいております。

ただこれを実現するとなると長くなってしまうかなと。共同代表者会議の中では、「短くて強いやつ」という趣旨もあったので、あまり長すぎてもどうかなっていうことはありますが、また、田中久雄さんの方に話を移していきますけれども、わたくし共事務局側で考えたのは、二番目の「選挙市民審議会の活動に理解・支援を求める」の中の、少なくとも（２）「これまでの活動状況と今後の予定」に関しましては別資料で、記者さんたちにも分かるような、そういう今までの経緯とこれからの予定を、「工程表」を基にして書いたものを見やすい資料に作ろうと思ってはいるんですね。ですのでこの辺りも議論の対象かなと。だから１と２と分けていますけれども、１だけで見解を作って、２のところは別資料で落とし込むと、こういう考え方もありえますので、これもまたみなさんの議論の対象にしていただければなと思います。わたくしからは以上です。

片木淳：はい、分かりました。そうするとあれですね、二本立てで行こうかなというのは何となく決まってきたと。それは１８歳選挙権の初めての参議院選挙、衆議院選挙はどうなるかわかりませんが、執行さ

れるということで、政治に関わろうとか、みんなで選挙に行こうとかっていう表現で訴えるというのが一点目。それから二点目は内容というか、われわれの審議会のPR、活動への理解。これをやったらどうかということですかね。その内容面をどうするかと。第二案でも「民意が公正・平等に」という言い方で今の選挙制度の問題点を掲げていると。それについての理解を求めていくという二点、二本柱は大体、何となく方向が出てくる。後、そうしますと田中久雄委員の意見を踏まえて議論するとなれば、まずは一点、論点としてさっき城倉さんからご説明ありましたように、対立構造を持ち込むのはどうかというご意見と、もう少し具体的に言いますと、そこにあります通り、特定秘密保護法、安全保障法制、TPP、原発再稼働問題、細かく言えば子育て支援、保育所の問題、雇用格差、経済格差、それから沖縄辺野古問題、消費税延長かどうかっていう話、憲法改正の問題、集団的自衛権もありましたね。そういう色んなテーマがあるので、それを提示するかどうかという点についてもうちょっと踏み込んだらどうかというのが田中久雄委員の意見であるということですね。

それから田中久雄さんの意見の二点目については城倉さんの考えといいますか、処理はもう少しできるんではないか。まともに書くかどうかは別として、概ねわれわれのやってきたことは別添資料でやればどうかというお話が今ありました。

ということで委員の方々、あるいは実務者の方、何でも結構ですからご意見を承ります。

坪郷實：何点かあるのですが、一つはですね、民意の公正・平等ということで、「公正な選挙」という点は出ていると思うのですが、公職選挙法全体から見ると「自由な選挙」という自由という側面はやはり入れたほうが良いのではないか。「自由で公正な選挙」という、ちょっと表現を考えなくてはいけないかも分からないのですが、それが一点です。

それから具体的な論点を挙げるかどうかというのは、この呼びかけ自体が一般市民を含めて当然国会議員に向けて出されるんだとすると、国会議員の全体を想定するのかどうかっていうことに関わるので、この辺は選挙市民審議会の最初の方で議論しているとすれば会合に参加をしていないので、その辺についてはどういうような議論があったかというようなことも関わると思うのですけれども、こういった点を考慮してどちらにするか決めるということだろうと思います。というその二点。

片木淳：はい、分かりました。どうしたら良いかちょっと迷いますが、「自由な選挙」の関係につきましては、ご意見があったとおりそれは大事な課題であると思います。それからもうちょっと今までの議論から行くと、「活発な」とか「楽しい」とかっていうのもあって、それをどの程度入れていくかっていう。表現の問題ですかね。「自由・活発」とか、「公正」は今入っているわけですけどもね。今の案だと「公正・平等」でしたかね。

城倉啓：はい。

片木淳：それは、われわれの発足のときの「発足にあたって」の中に入れてあった表現だったんですかね。そこら辺とどう兼ね合わせるかっていう点が、まず一点目。とりあえず今坪郷先生からご指摘のあった点、わたしなりに理解をさせていただきたいと思いますが。

それから二点目につきまして、ここは確認ですけれども、当初からわれわれのスタンスとしては超党派でのぞむと、一般的にね、ということだったんじゃないかと。司会が意見言ってもあれですけども、それと具体的に語ることとは矛盾しない書き方もあるんじゃないかと。て言いますのは、わたしもそれぞれのテーマについて全部現政権がやっていることはおかしいっていうんでは、実はないんですよ。いろいろものによって違う見解がある。ただ、中には国民の今の世論調査等を見て、齟齬があるんじゃないかという主張はしているということなんですが。いずれにしましても両論で、どっちが賛成、反対だっちゅうことでなしに、そういう大きな問題があるっている書き方をすれば、超党派的な立場でも問題が無いんではないか。だから、代表者会議で対立構造っていうのは、そういう風にきついものであるという記憶は僕にはないんですけども。そこら辺、二点目は城倉さんのご理解はどうでしょう。色んなものを見られて。

城倉啓：そんなにきつい話ではなかったということは、わたしも思うところでございますし、今おっしゃったような言い方、賛否を超えた書き方にし、「重要だよ」という言い方にすれば良いのではないのかなという風に思います。

後、坪郷さんがおっしゃったのは、たとえば第二案の方の紙のですね、「１９２５年の男子普通選挙･･･」の後、６個目のかたまりですか。その段落の中で「治安維持法、選挙運動のさまざまな規制を定める公

職選挙法と抱合せであった。当時の規制が今も残り政治参加を狭めている」という中で、たとえば「当時の規制が今も残り自由・活発な選挙運動を制限し政治参加を狭めている」などという風に加えれば良いですか。問題意識を引き受けていますか。

坪郷實：そうですね。この文章の中に入れるとすればそれも一つの案ですね。

城倉啓：仮にですね。第二案に入れるとすればこのパラグラフの中に入れるのが自然かなと思いました。

片木淳：その点については先ほど申し上げたように、城倉さんの方で素案を作っていただいて、確認をとっていただいたんですけども、また後で坪郷さんのも含めて自由に修正意見を２１日までに出していただくということで良いですね。

城倉啓：はい。

片木淳：とりあえずそういうことですが、他の方。はいどうぞ。

山口あずさ：わたしは今日来るときにつらつらと考えていて公選法を変えていきたいということなので、ルールで何を理想とするかって言った時に、スポーツのルールとかって分かりやすいじゃないですか。わたしは野球のルールを事細かに知らないんですけども、ピッチャーが一回交代すると二度と出てきてはいけないというのを、かなり大人になってから知って「へえ」って感心したんですけれども。そういうことを知っているか知らないかはおいておいても、見れば野球というもののルールがピンとくるのですけれどもね。大変、公選法が分かりにくいというのが非常に問題だろうと思っていて、今ちょっとすごく付け焼刃でですね、自分が選挙に出た時に、こういう立候補届出の手引きというのをもらいまして、そこをわたしは他に読んでくれる人もいなかったので、候補者自ら一所懸命読んでたっていうのがわたくしの選挙なんですけども。ちょっとだけ紹介させていただいても良いでしょうか。あんまり長くはかけませんので。二枚ばかり付け焼刃で作ったパワーポイントなんですけれども。これを見ていただいて、届出の手引きですよっていうことで。たとえばこの間ですね、「それ選挙違反なんじゃない」かっていうところで、ぱっと反論ができない、なんで反論ができないかというと一々記憶していないっていうところもあるんですけれども、労務者っていうのが居て、報酬をこれくらい払っても良いということが規定されていて、たとえば弁当というのは労務者はだめだって確かに書いてあるんですけども、その後に色々読んでいきますと、労務者っていうのは使用については、下の※印のあたり、報酬の支給に当たり事前に西東京市選挙管理委員会に届出の必要はありません。労務者に一万円以内ならばお金払えますけど、届ける必要がないと書いてあるんですね。その上にですね、「その者が」っていうのは労務者のことなんですけども、「自費で食事をせず選挙事務所で弁当の提供を受けた時はその提供された弁当の実費に相当する額を差し引いたものだけしか支給できません」。こう書いてあるわけです。ようするに、お弁当上げていいんですね。こんなこと知らないですよね。だからこっちの表の話を見たらお弁当をあげちゃいけないんだと思うけど、よくよく読んでいくとお弁当代を引いて報酬を払えと書いてある。その労務者にあたる人たちというのが、わたしのボランティアだと一切報酬なんてもらっていないので千円以内のお弁当もらったのがどこが違法だっていう話なんですよ。だけどこんなこと記憶している人がいるかと。「法律を体で覚える」っていう言い方があるんですけども、選挙のボランティア等々がですね、法律を体で覚えている部分がありまして、自分の時はこうだったっていうのを大きな声で言うとみんな「そうなのかな」と「悪いのかな」って思うっていう。その人が悪いわけではなくて、要するにわかんないですよ、こんなこと。だからそれいけないんじゃないって、いけないって書いてあるからいけないって思いますけれども、よくよく読んだら、「あ、良いんだ」ってね。こんなわかりにくいルールブック、ルールブックとしてそもそも失格ですよね。野球のルールが事細かにこの場合はこう、この場合はこうとあったらゲームが成り立たないですよね。わたしは（選挙は）喧嘩だと思ってますけども、公正なルールに基づいた楽しい喧嘩だったらスポーツみたいに楽しいはずなんですよね。それが訳のわかんないルールに基づいて振り回されている。お互いがお互いを振り回しているような選挙をやっているわけですよね。だからこの人が、大きな声で自分の経験はこうだったんだよって言われると、「そうかな、それしちゃいけなんだな」って思うけども、でも本当にそうなのかなって思っても検証の取りようがなくて。こんなの立候補でもしない限りは知らないですよね。しかも候補者がこれを一所懸命読んでいるなんてこ

ともなくて、誰一人ちゃんと読んでいないっていう場合もあるわけですよね。

片木淳：ちょっと話の途中ですみません。今言っている話は単純な労務に従事するのを労務者と言う。だからおっしゃっているように事務所に来てみんなで選挙運動に従事する、それはその（表の）下の欄の左なんですね。選挙運動に従事する者。だからそこを区別しないといけません。

山口あずさ：そうすると（表の）右ならあげて良いんですね。

片木淳：報酬も宿泊費もあげて良い。良いけども、それは逆に選挙運動に従事しちゃいかんわけです。労務者っていう位置づけです。選挙運動に従事する人には左の規制がかかる。

山口あずさ：それだって弁当食べていいですよね。

片木淳：そうそう。弁当食べていいですが、労務者は、その分、報酬から差し引かれる。

山口あずさ：届け出た事務員に対して、一万円以内の報酬を払うのができるのは、届け出たから払うことができるのであって、報酬を払っていない事務員に対して、選挙運動に従事する者に対して弁当出しちゃいけないっていうのは無いんじゃないですか。どうやって読むんですか。

片木淳：いや、わたし言いたいのは労務者っていうのは、「選挙運動のために使用する事務員」とは違う。

山口あずさ：ええ違いますね。

片木淳：事務員は、「選挙運動に従事する者」として（表の）左の欄の話になるんですね。

山口あずさ：左の話になったら弁当代がいけないっていう話はどこからも出てこないですよね。

片木淳：ない。その範囲内でやれば良い。もし、（表の）右の労務者を相手にするんだったら、一万円以内で決めておったものから弁当代を差し引いて支給しないといけない。

山口あずさ：そうですよ。だったらそれを届け出る必要は全くないし。

片木淳：弁当代を差し引かないで支給をやったら買収になるわけです。報酬として扱う必要がある。

山口あずさ：報酬として扱うんですけども、みんなが食べてるお弁当を食べてることをもってですね、届け出た事務員じゃないからなんていって文句を言う項目はどこからも読めないはずなんですよ。それは、すごく重箱の隅をつっつく・・・

片木淳：違う、買収になる。

小林幸治：１３９条は飲食物の提供の禁止で、最初に「何人も選挙運動に関し、いかなる名義をもってするを問わず飲食物を提供することができない」とあります。原則、誰にも提供してはいけないってことが原則。

山口あずさ：じゃあ、これが違法だって言うんですか。特別法が優先するんじゃないですか。

小林幸治：それで、除外規定として置いているんだと思います。

山口あずさ：だから結局、分かりにくくって、俯瞰する目と、わたしたちが本当に選挙やってみると「蟻の目」と言いますか地上から見るような一つ一つを細かく近視眼的に見ていくっていうのを経験せざるを得ないわけですけれども、それをやるとですね、悪いっていう根拠が出てこないのに悪いとそもそも書

いてあって、例外的に良いというのが出てくるっていうような作りになっているということは、これどっちが正しいという議論をここでしようっていうのが目的ではないんですけれども。こういうようなルールの定め方自体がよろしくないから、わたしは先ほど言った「自由で公正な」っていうのと「分かりやすい」っていうのを、ぜひ一つ「分かりやすいルールブック」。やっぱりノールールっていうのはちょっと無理だと思うんですよね。要するに野球のルールブック無くて良いかって言ったら、何していいか分からない。ボクシングのルールブック無かったらどうすんのって話だから。やっぱり喧嘩ですから、選挙っていうのは。ルールブックは必要だと思うんですよね。でもその時に分かりやすくないと守りようがないんですよね。守りようがない法律を作って守れって言われて、何かよく分からないで違反をした人を結局後から足を引っ張るような法律のつくり方。こんなもの本当にルールとして失格だろうというのがわたくしの意見です。長くなって申し訳ない。

小島敏郎：１８歳以上の有権者、まあ「以上」って書いてあるから。学生も似たようなもんですが、２０歳ぐらいになるとね、学年としては同じなんですけどもね。選挙の投票率が２０代の方が低いっていうのはみなさん自覚しているんですよ、学生もね。「なんで行かなきゃいけないんですか」って、この間クラスでやってみたんですよ。ま、みんなこういう時期だからね。３０人、４０人ぐらいのクラスで皆で討論させてやってみて、「なんで行かなきゃいけないんですか」っていうのが、よく言われていることが浸透していて、「自分たちが行っても変わらないでしょ」とか、「魅力がある人がいないからしょうがないでしょ」とか。いわゆるマスメディアで言われている公式見解が結構浸透していて、だから行かないとどうなるのかっていうね、そういう話になるんですけどね。一つは、投票率自体が低いということ、それを上げようということですね。まず投票してくださいねっていうのが第一段階であって、次に投票すれば何でもいいのかっていう話になって、熟慮して投票できるような仕組みにしましょうという二段階ですね。なんで投票しなきゃいけないかっていうところの説明をしないといけないですよ。納得、ぱっと言って、変わらないんだ、変わらないんだ。マスメディアに入っていてね。たとえば国の場合予算が７０兆だ８０兆だとあってね。君らもバイトして働いて税金払ってて、それは皆に選ばれている人が勝手に使ってるんだとかね。あるいは戦争に行きたい人は行けば良いんだけど、たとえば行くよっていったときに、俺やだよって言えないんだよねと。要するに自分のことは自分で決めるということなんじゃないですかと。組織化された人によって、少数者によって自分の運命が決められちゃうというようなことがやだよねとか。とにかく自分が参加しないところで物事が決まってそれに従わなきゃいけないってのが仕組みなんですよっていうような。とにかく参加するっていう、そして参加したら引き受けるっていうことなんだろうと思うんですが。学生に言わせると面白くて、「なんで行かなきゃいけないんですか」、「行って何か得になるんですか」と言う。まず得になるんですか。たとえば行くと、投票したら番号で宝くじやって一億円当たるとかね、あるいは行かないと罰則があるとかね。要するに言っても行かなくても同じだったら別にわざわざ行く必要ないでしょっていう。インセンティブっていうのが罰則であったり、宝くじであったりとか、そういう趣向を今の若い人たちがしているっていうことが分かって、すごく面白かった。まず、行く行かないっていう話がそういう議論になる。

二つ目の熟慮して投票するっていうのは、たとえば学校でずっとやってるんだから、授業の時にやってくれればいいじゃないかとかね。どうせ出るんなら。でも大学しないよね。各政党を呼んできて討論会やるなり、これ授業の時間にやってくれたら単位になって良いよねとかね。あるいは、投票を学校でやってくれたら、大学でやってくれたら聞ける時に日曜日ないよね、でも通勤圏だからいいかとかね。要するにわざわざ手間暇かけて当保養所に行くのはやだから自分たちが居る所でやってくれたら良いよね。大学で授業に来てる時に投票できるようにしてくれたら投票できるよねとかね。極めて、なんて言いますかね、自分たちの生活の中で手間暇かからないようにとかね。そういう趣向をして、考え方頭の中がそうなっている人たちがいるんですね。

そうするとね、大上段に行こうねと言っても、頭の中をスルーしちゃうっていう感じがするんですよ。90 分授業なんかで半分ぐらい議論して、どうしたらってやってもらったんですけども。これは一例なんですけどもね。結構彼らのというか、20 代前後の、手間暇かけないでやる。インターネットで簡単にできるっていうのもあるんですけれども、要するに省力化なんですよね。わざわざは嫌っていう。そういうところにマッチングしないっていう二段階ですよね。まず、投票しようとか、熟慮しようとか、それもそういう二段階の話だと思うんです。

だから争点があって「さあ今大変な時だぞ」って言われても「ぼくたちあんまり関係ないし」っていう投票に行かない 20 代 8 割にまで中々響かないっていうところがありますね。

片木淳：議論の展開として、前段として田中久雄委員はですね、18 歳以上の新しい有権者ね、これに向けて

の呼びかけっていう柱と、（２）ではそれを超えて、わたしなんかもその意見なんですがね、戦後 70 年、今まで全然主権者教育を受けてきてないわけだから、われわれ大人はね。むしろこれから高校生が受けるよりも大人が必要なんではないか。こういう今情勢にあって。前提なんですけども、（１）と（２）、これは両方やっていいだろうというわけですな。それでその（１）についての 18 歳以上の若者についてはきっと来ないから単なる呼びかけじゃなしに、今おっしゃったように何かこうメリットというかね、問題意識っていうかね、そういうものの解説を、あんまり長くなっちゃいかんのでしょうけども、付けるという、そういうことですか。

小島敏郎：（１）のところ。

片木淳：（１）でね。その時に、案はないですか。案文、案文。今おっしゃったことの。

小島敏郎：文章を書くとすると、僕が考えていたようなことなんですけど、よく障害者の時にはですね、国連、国際的な障害者たちは「自分たちのいないところで自分たち、われわれのことを決めるな」というのが一つのスローガンなわけです。健常者が勝手に決めるなよと。障害者がいるところで決めましょうねっていうところはある。なので若い人が、自分たちが投票しないところで決められちゃう。それはいけないことだよねとか、そういうことかな。あんまり長いこと書いてもしょうがない。

片木淳：よく言われるのはね、有権者、若者が投票に行かないで 4000 万円損してるっていう研究があるんですね。それからシルバーデモクラシーっていうことで、今の日本国のやり方はみんな福祉行政ばかり充実しているのは若者がぼやっとしてるから、みんな票を持っている年寄りの意向でね、政治と体制が決まっちゃっていると。だから、非常に問題ですよってことがシルバーデモクラシーって言いますよね。だからそんなことをちょっと入れて、あなたがた選挙に行かないんで、もっと根本的に言えば運命が全部決められて良いのと、いうような表現ね。城倉さんの方で書けますかね。

城倉啓：了解しました。

片木淳：そうすると今二点おっしゃった①と、それから大学における教育の問題は、今言ったように高校主権者教育やろうということになったんだけど。なって、今やっているんですが、そこら辺はどう書きますか。それはあれか、ちょっと今の場所ではない話ですかね。どういう、文言の持って行き方みたいな話ですね。誰かに言うっていうんじゃなしに。

小島敏郎：この中の立会演説会とかね、制約があるんですよね。それから選挙に入ってからっていうよりも何かこう通常も、今でも選挙に入る前でもっていうことなんだけど、アメリカの大統領選挙の話は授業でやってもね、日本の政治の話を今授業でやらないんですよ。やるとどっちか偏ってるとか言われて無茶苦茶批判が来るんだよね。何か今すごくおかしな状況に大学はなってるんですよ。僕らの時代と違ってビラも立て看も無い大学みたいになってますしね。そういうことを言うと何かメールが来て駄目とかね、注意とかね。そういう意味では高校の主権者教育もそうだけど、大学の主権者教育。カリキュラムの外でも良いんだけども、学生の中でやってもらった方が必要なことであれば本当やってほしいっていうことには本当なるんだけども。そこがみんな自主規制していてね。東アジアどうのこうのなんていうのは一杯あるんだけども、じゃあ日本どうなのって書くと考えがあって、ここへ行くとみんなストップがかかっちゃうっていう。そんな状況だからそこも自由にやろうねっていうのが必要なんだと思います。場所は大学であっても。

片木淳：前にお話したんですけど高校の主権者教育の前提は総務省と文科省が研究会で結論出して一緒に副読本作るし、文科省からは通達が局長名で流れてね。その中読むと随分思い切ったこと書いてあって、民主主義というのは、政治というのはまず対立構造から生まれるんだと。対立構造抜きにして政治なんか教育できないよと、文科省の局長通知に書いてありますね。あるいはこの副読本。それはまあ大学だって一緒だし、わたしもさっき言った対立構造書かないっていうのはちょっとどうかなと。むしろ対立構造がたくさんあるんだと。それをどっちに決めるかが大事な政治であり主権者なんだというような発想から何か言うという意味であれば、元に戻って我々のスタンスとしても、やっぱり民主政治っていうのは対立構造があってそれを議論によって結論を出していくという話だということをベースに置きなが

ら、城倉さんには申し訳ないですけども、ちょっと書きにくいかも知れませんがやっていただくと。という感じですね。

城倉啓：はい。

片木淳：何か修正意見があれば、小島さんの方からも２１日まで期限ありますから、出していただきたい。もう少し具体的なもので出していただくということでよろしいですかね。

小林幸治：今のお話とはちょっと違うんですけども、そろそろこのテーマも終りにしないとっていう感じかもしれないので。二、三点お話しさせていただきます。

第二案では政治に関わろう、投票しようっていうことをかなり強く出しているんですね。本当はこの市民審議会って選挙に参加しよう、どうやったら参加しやすい仕組みにしようかっていうことが命題だと思うんです。これ先ほど山口さんがおっしゃっていたことと同じだと思うんですね。仕組み自体が参加しにくくなっているので、そこをどうにかしようよっていうことを分かりやすく提示することが大事なのかなって。

もう一つ相手方・対象者として市民。市民といっても様々な層があるので、この文章見ると比較的こういうことにも関心のある市民を一定程度対象にしているのかなと。あまり関心の無い人は手にも取らないし読みもしないだろうから、それはちょっと除外するとしても。その意味ではあまりくだけた表現でなくてもこのレベルで良いのかなという気はしているのと同時に、議員が対象であれば議員への投げかけがちょっと弱いかなというように思うので、そもそもが参加しやすい選挙制度になっていないのは立法府の問題でしょ、ということはきちんと提示すべきかという風に思うので、その辺はちょっと自分でも考えたいと思うので、２１日までに少しこんなたたき台レベルになると思いますけども送信させていただいて、それを基にしてまた全体会議でもご議論いただいたら良いかなと。そこら辺の視点ていうのがもう少しメリハリが付いてくると誰に対して何を言っているのかってことが明確になってくると思います。ちょっとそんな視点も入れていただけるとと思います。

片木淳：ちょっと三点あるようですけども、今のは二点目ですね。でしたら切り離して議論したほうが、忘れてしまうもんだから。

小林幸治：はい。

片木淳：いいですか、今議論していただいて。わたしもねちょっとかじってたんですけども。この選挙に行こうっていう呼びかけと、我々の問題意識の政治参加とか、選挙運動規制だとか、みんなの社会の層の意見の反映になっていない構造になっているとかというね。その話と、前段と後段、一段目と二段目がね、ちょっとつながりが、なんで二段目が出てくるんかなと。一段目は分かり易いですね。参議院選挙近いよと。改めてみなさん大事な問題もあるんだから投票してくださいよっていうのは、普通な意見というか。二段目がなんで今でてくるのかと、今そういう話だからね。それはどう考えたらいいか、何かご意見ないですかね。城倉さんの方はどういう感じですか。

城倉啓：二段目と言われているのは、この塊で言うと、「投票しよう・・・」の後からという意味ですか。

片木淳：そうですね。

城倉啓：「日本は大きな岐路に立っている・・・」以降を二段目とおっしゃっていますか。

片木淳：そうそうそう。

城倉啓：なるほど。そもそも私の最初の案は呼びかけのみでほとんど終わっていたのですね。これは第二案ですので。色々と足し算してこうなっている面がある。つながりが悪いというご指摘についてはまあそ

の通りだろうなと思います。

片木淳：まあ悪いという意味ではないんですけど、何かくっつける考え無いですか。

城倉啓：考えとしましてはやはり先ほど小島委員がおっしゃったように、なぜ選挙に行くべきかの理由付けが繋がりになるのではないかと思いますけれども。なぜ今ここで選挙に行こうと呼びかけられるのかと。実はそのことがざっくりと損得で言っても 4000 万円損しているとか、そういったようなことを入れていくことかなと思ったんですけれども、今の話し合いを受ければ。

片木淳：ただその時に選挙制度の問題が、行かなきゃならん理由になぜなるのか。

城倉啓：選挙制度によって参加している人が限りなく少なくなっていると、制限されていると。だから少ない人たちが利する、そういう政治がまかり通っていると。そのような理解を持っております。

片木淳：ということはあれですかね、みなさん他の方のご意見を聞かなきゃいかんのですが、我々のアピール、今度出すやつは一般国民、それから若い人と、それから議員あてと対象を三者にするっていうことですかね。

城倉啓：申し訳ございません。わたくし対象についてはですね、先ほど小林委員からもありましたけれども、すべての主権者というのが元々の発想でございました。

片木淳：そうでしたね。

城倉啓：はい、主権者に呼びかける。そして有権者に呼びかける。こういう仕立てで最初は考えていました。ですからすべての人です。

片木淳：そうするとすべての人に対していう時に選挙制度悪いじゃないかっていうのは、わしらに言わんでくれというのか、それともあなたも主権者なんだからしっかりして制度も変えろと、こういう言い方にするのかね。そこはどういう風に書くかっていう気がしますけどね。

城倉啓：一緒に変えようという呼びかけにしたいと思っています。すべての者が主権者なので。また主権を奪われている人もいるであろうということも意識しております。

片木淳：そういう文章になるっていうわけですかな。中々難しいかもわからん。もし坪郷先生なにか、今の点についてご意見が。

坪郷實：具体的な案ではないのですが、先ほど言われたように 18 歳以上の新しい有権者も含めて、これから主権者教育とかシチズンシップ教育というのを、もちろん高校だけではなくて、ここでやるとするならばもちろん中学校・小学校でどういう教育がそれに繋がるかって。大学ではどういう継続教育をするのか。大学を卒業した後も成人のための継続教育を含めて議論をしていく。その場合にですね、現状の大きな岐路に立っているという状況認識っていうのは、政治というのはそもそも意見が対立する構造の中で議論が必要であり、政治的な争点を取り上げて議論をするということが主権者教育では重要になります。総務省・文科省のテキストもそちらに舵を切っているように見えるので、やはり政治的争点を取り上げて議論をする場合に政治の重要な場としてはやはり選挙がまずあると。それから主権者教育は選挙だけではないということだと思いますが、ここは、選挙というのは政治的対立構造がある中での、あるいは政治的争点を決める重要な場であるということを強調する必要があります。しかしそれを選挙制度のこととか、選挙運動を見ると公正で自由なものではないので、これは市民がそういう問題意識をもってこれから変えていく必要があるとか、そういう流れかなとは、聞いて思いました。

片木淳：どうぞ。

小島敏郎：学生に響いているかどうか分からないんですが、さっきのね、選挙行っても変わらないとか、面倒くさいとか、なんで行かなきゃいけないんですかとか、というところのね、さっき片木さんのシルバ

一民主主義ってあるとか、選挙に行かなきゃ固い組織を持っている人たちがみんな当選していくんだ。だから固い組織を持っている人たちは君たちに投票に行ってもらいたくないんだよっていう。だから君たちがそういうこと､行ってもしょうがないんだっていうと､その通りだっていうプロパガンダが来る。あなたの言っていることは正しいと。選挙に行っても変わらないんだから、もうみんな行かないようにしようねということがポロっと飛び出ちゃったのが森さんの発言とかね｡だけど本音はそうなんだよね、選挙やってればっていうね。投票率が上がってくると、投票が終わった後当確がすぐ出せなくなっちゃう。だけど投票率が低いから、選挙が終わった後いきなり当確が出ちゃう。僕もちょっと手伝ったことがあるんだけど、選挙をやってみると、あなたがた行かなくて良いっていう気持ちにさえなってくる。だから数に入ってないんだよって、あなたがたは。と言われて怒るかと思ったら全然怒らないっていうところがね、やっぱり行かないわけですよ。つまり行かないことがどういうことなのかって、まず第一段階のまず投票しようっていうところに、２０歳前後の子どもたち、子どもじゃない学生がどういう風に反応するかっていうね、そこの認識がない。そこで、色々話すんですよ、立候補するのに３００万もかかるんだよね、学費は大体１００万ちょっとだよねと。家の家賃あなたのところ大変だよねとか、両方出ると６００万かかるんだよと、年収いっぱいだよとかね。演説会と言ったって学校じゃあ中々難しいんだよねとか。色々話をするんですけども、それはもう制度の話なんですよね。仕組みの話なんだけども、その以前の投票に行かないってことが自分たちにプラスになるかマイナスになるかってところに呼びかけるところにプロパガンダがすごく行き届いていて、そこをひっくり返せるような強烈なアピールがどうやってできるのかなって。そんなの行かなくて良いんだよっていうアピールがいっぱい出てるわけじゃないですか。どうせ変わらないんだっていう。ということかなと。第一段階の投票に行こうというところはね。

片木淳：武井さん、今日初めてかなと思いますが、後でまた選挙運動規制は実践されているんでお話を承りたいと思っているんですが、今までのところで何かありましたかね。

武井由起子：やっと出れて本当に申し訳ありません。今までの議論が全くわからないので、わたしがここで何を言うのが適切かなっていうのも分からないんですけども、ちょっとわたしのやっているようなことをご紹介させていただいて、ちょっとヒントにと思っています。わたし自身元々ノンポリで、この前の安保のあれを見てですね、とにかく自分が政治とか選挙とか関わり持つのが嫌だったけど、これ超えて野党の人たちみんな当選させられるようじゃなかったら政治は変わらないっていうように思ったので。それ以来ですね、ママの会の人とか、学者の方とか、市民の方と一緒に、市民勝手連というものをまず神奈川でミナカナっていうのを立ち上げまして。それからまあ全国で同じような勝手連がいくつもできているのをミナセン全国連絡会、みんなで選挙っていうことで、本当に変な話、どの政党にも入ってないし特定の政党が好きっていうわけでもないのにも拘わらず、毎日毎日議員事務所に行ってチラシ配ってポスター貼り付けてって、すごい頑張っている仲間が全国にいっぱいいるんですね。なので、政治に関わろうっていうこの提言について、わたしは濃淡があって当然良いと思うんです。誰もがこんなことができっこないと思うんですが、ただその時に、やっぱりそういう選択肢も一つの選択肢として入れていいんじゃないかなという風に、わたしの立場では少し思いました。自分が話し合うとか、投票するだけだとここまで追い詰められて腐敗した立憲主義なり非民主主義的な国っていうのは変わっていかないんじゃないかっていう危機意識をわたしは持っているので。投票していない人には当然投票してもらえば良いし、当然投票なんて行ってるよ、周りにも話しているよっていう人には、もう本当に選挙や政治にコミットする。別にどこの党でなくても、この議員さん良いなとか、そういうちょっと軽い気持ちで、ちょっと選挙とか政治運動が禁忌になっているっていう状況を、今本当に全国のそういう人たち動いていて正にこのタイミングで出されるっていうことであれば、こういった形での政治参加への仕方っていうのも一つ、まあ例えばこんなの、どうやって書くか知らないんですが、こんなことやってる人もいるとか、そんなのもあって良いんじゃないかなって思います。そういう人たちが顕著に本当に一人がやっても変わらないっていう点において、顕著な成功をしたのが、今回全国でわあわあ集っている９００人ぐらいフェイスブックのメンバーがいるんですけども、ある一人の愛媛の男性が北海道５区の補選について、北海道電話しちゃおうよって言って、ああわたしも電話する電話するって言って、ボランティア５９４人、全部で５０，０００件電話かけたんですね。あれが多分、京都と北海道補選が同時に行われましたけども、あちらは野党共闘できたっていうのが多分にあると思うんですけども、投票率が北海道の方が相当良かったですよね。その一つがやはり５０，０００件の電話もとりあえず投票に行ってください、補選があるの知らないと困りますみたいなのを必死になって全国でかけたというのも、一つかなという風に思います。確かにイケマキさん負けたんですけども、圧倒的なダブルスコア以上で負けると言われていたのが、中々当確出なかったんで、わたしたちというか仲間たちは大変調子に乗っていて、

やっぱり選挙にちょっと自分で電話一本かけるだけでも馬券買ったみたいな物凄い、なんていうんですかね、エンターテインメントになるんですよね。というようなことに目覚めた方が少なくとも全国に６００人プラスわあわあみんなが騒いでいるから周りでも結構な人数になっているので、そのような新しいことも少し提案の中にちょこっとイメージができるような感じがあると、すみません、長くなって。

片木淳：ご意見ありがとうございます。そうすると今の文案の第二案を見てるんですけども投票しようということじゃなしに、今の話で言うと、投票行くのは当たり前、言い方が難しいけど、プラス選挙運動もしようということですね。みんな、国民として。

武井由起子：はい。投票しかできない方も、色々立場とかもあると思うんで、自衛隊の方の奥さんとかですね。それは投票しかできない方は投票でも全然良いと思うんですけども、わたしたち選挙にコミット。自分ごとにとか我が事にという言い方をしているんですけども、やっぱり政治とか選挙とか、別にどこの党員とかじゃなくてもやってみようよっていうような呼びかけをわたしたちはしていたりして。これってやっぱり公選法に興味関心を持つ人って投票するかどうか迷っている方じゃないなと思うんですよ。わたしも実際自分で選挙にコミットしてみて、公選法ってこんなに足枷になっているのかってやっと分かったんで。やっぱりそこはそういうことだから結構無理して頑張んなきゃいけない、無理して頑張って良い人にたくさん勝ってもらって国を変えてくっていう、何か少し力が入る部分は入れていいのかなって。ごめんなさい、今までの議論を全然わかってなくて大変恐縮でございます。

片木淳：ありがとうございました。何となく前段と後段がその線でつながるような文章が書ければねっていう感じが出てきましたのでね。感謝もうしあげたいと思います。

小島敏郎：コミットするっていうのはすごく良いと思うんですね。学生なんかもね、多分僕これ見てて、政治に関わろうとか投票しようとか言われても、先生どうすればいいんですか。ものすごい即物的なんですよ。そんなこと言われたって何をしたら良いんですかってすぐ聞くんです。自分で考える前に聞くんですよ。何したら良いんですかって。具体的なことは何も書いてないから分かんない先生ってことになっちゃうんですね。だから電話かけましょうとかね、知り合いにって言うと、ああそういうことなんですねっていうことになるんですよ。もう具体的に言わないと分からないんですよ、抽象的に言われたって。そこがね全体ですごく抽象的で響かないっていうのは、そんなことを聞いてんじゃなくて、本当に分からないんですね、これでは。

片木淳：分かりました。良いですかね、それでは。後二点あるんですか。どうぞ。

山口あずさ：武井さんのお話を聞いていて政（まつりごと）、祭ってね、本当に祭の気分じゃないですか。盛り上がりっていう。だから語源的には同じようなところから出てくるんじゃないか。祭で人心をつかむみたいなことは絶対あると思うので。あと、先生のお話を伺っていて、さっき思ったのがですね、この日本国憲法の、「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」って、これはどういう意味なんだろうかっていうね。どう行動しているのかと。色んな問題があるときに TPP を採用しようっていうのはわたしたちの行動なわけですよね。安保法制に基づいて国家運営をしようというのは「正当に選挙された国会における代表者を通じて」わたしたちが安保法制を執行してしまっているのですよね。本当にそれで良いのかって、自分のやりたいことではないのに。今、わたしは日本国憲法はすごく輝いていると思っておりまして、本当にこの条文が生きたもので、きらきらしていると思っています。「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」、これを受けて、「ここに主権が国民に存することを宣言し」、（憲法の）肝ちゅうの肝ですよね。今まさに安保法制によって、政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起こることの危険をわれわれは感じているわけですよね。だからこそ、ここに主権が、わたしたちが主権者であって、デモで集まって、そういう風にならないように国会における代表者を「野党がんばれ」と言って応援して、わたしたちが代表者たる代表者を選んで、わたしたちが行動するためにふさわしい代表者を選ぶということ。これを受けて当然１５条、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」ということとか、ここら辺も憲法の条文自体はすごく啓蒙的。主権者は国民であるって言った時に、わたしたちはこの憲法の条文によって大変啓蒙されると思うんですね。ではそのわたしたちが通じて行動するところの議員というのをどうやって選ぶかということが今の時期なのかなって思っているんですね。わたしは結構抽象的なことが好きなんですけど

も、それを具体案というのか行為として表すっていうことのエキサイティング、演出っていうと言葉悪いかもしれませんけれども、プロデュースされてるっていうのはすばらしいと思う。

片木淳：はい、分かりました。それでは大分議論が煮詰まってきたんですけども、城倉さん、これぐらいで良いですか。

城倉啓：はい、これでもう本当にありがとうございます。満杯でございます。ですから若干長めのものを今日明日にお出しできればなと思ってますし、それは小林さんのご意見も一応は込めますけれども、またカウンターコメントをいただいて、２１日までは他の部門の方々も、またこの部門の方々もご意見いただければなと思います。ありがとうございました。

山口あずさ：表現としては、キャッチーなものを受けて詳細みたいな感じにしないと、表面しか読んでくれない人もいるので、キャッチコピー的なここだけしか読まない人用のものと、もっと突っ込んで読みたい人用の書き方っていうか。新聞で言ったら、見出しとそこのところのちょこっとした文で全体解説をして、中身をもうちょっと詳しくみたいなものにした方がリーチが広がるんじゃないかと思います。

片木淳：できたらご自身の案も出してください。それではそういうことで次のテーマ。大体今日もう方向を出したいと思っているんですが､次回とりまとめて最終合意は得たいと思ってますけれども｡文書図画、インターネット選挙運動、選挙運動期間。前の予定で今月これをやろうかということになっている選挙運動規制の問題ですね。これにつきまして取りまとめをしたいと思っております。それでご苦労いただきまして小林さんから第１部門の論点メモということで、前に実務者会議を開いた時の論点、議論を踏まえまして論点メモを作っていただいたんですが、これについてまずご説明いただいて、大体このぐらいの流れになっているかなということなんですけれども、改めてご議論いただいてこの論点メモを中心にして我々の議論をまとめたいと思っています。小林さん、恐縮ですけれども、簡単に。前回も大分ご参考いただいたんですけども、お願いします。

小林幸治：そうしたら選挙市民審議会第１部門論点メモ、４月２５日の日付のものご覧いただきたいと思います。本当は前回の時にこれを配付させていただく予定だったんですが、ちょっと手違いで、その前段のものを配付してしまったので改めて配付させていただきました。今日のテーマの文書図画、インターネット選挙。それとこれは全体に関しての問題だと思いますけど、選挙運動期間の三つ、次第の方で以下の論点についてと今日のテーマに載ってますので、選挙運動期間と関連しながら文書図画、インターネット選挙運動に関してどういう方向性にすれば良いかっていうのを今日確認していただければ良いのではないか。それのための材料にしていただければと思います。前回はかなり議論していただきましたので、大体の方向性はもう出していただいているかなと思いますが。改めてここで整理させていただきますと、一番目選挙運動期間、これはちょっと置かせていただいて、早急に改善すべき事項ということで、二番目に文書図画による選挙運動の自由化（特に地方選挙におけるマニフェスト）ということで。地方選挙、自治体選挙についてはマニフェストの配布が今できない状況になってますので、そこを第３部門の北川先生を中心にローカルマニフェストの推進をしている自治体議員のグループとか、そういったところもありますので、そういったところと歩調を合わせながら提案していったらどうかなと思っています。「現行制度の理由・目的」っていうのはこれをお読みいただければと思います。２００７年の改正で示された「提出理由」を示しています。２００７年の改正の時点では、地方選挙では首長の選挙についてはマニフェストは法律上で言うとビラを撒いても良いですよっていう事項と同等に扱われているということです。現行法ではそんな扱いになっていると思います。基本的に自治体議員選挙に関してもマニフェストの頒布を解禁せよということで、すべての選挙においてマニフェスト配布っていうのを法律上位置づけるっていうことを提案してはどうかなと。前に一応マニフェストの定義として前回も議論していただいたと思いますが､「政権公約」とかそういった風に訳されているというか、解されてますので、自治体議員の選挙において政権公約っていうのが適切か、表現の仕方が良いのかというのは、これは少し北川委員のご意見を聞きながら具体的な提案を書いていってはどうかなという風に思います。基本的に自治体議員の選挙においてもわたしはこういう風な政策をっていう政策パンフレットなりビラというものが選挙運動の中でできるようにするというのが提案の内容となると思います。

それと２ページ目、５番を見ていただければと思います。「インターネット選挙運動の全面自由化」と

いうことで、現行法上候補者もしくは政党が選挙期間中もメールの配信なりホームページの更新ができるというように位置づけられていると思うんですが、それ以外の人々、候補者・政党以外は選挙運動に関わるような配信ができないということになってますので、ここも解禁にしてすべての人ができるようにしたらどうかというような提案になってます。前回もちょっとお話させていただいた関連で言うと、ちょっと違う項目になってしまうんですが、基本的に戸別訪問については日本以外の多くの国では完全に自由になっているという風な状態なんですが、ビラの配布がポストに各戸配布でビラを配るというのはアメリカは制限があってできないということ。どうしてできないのかということを調べきれていないのですが、戸別訪問の際には、うちはいいですって直接的に断ることができるけど、ポストに入れられるビラというのは拒否できないっていう､そこら辺の関係性の問題なのかなっていうように捉えていて。例えばインターネットで解禁にした場合、メールの場合不特定多数に送れる。それでもアドレスがわかっている状態で送るので、完全な不特定多数と言っていいのかという問題もあるのですが、それを拒否することはできないですね、直接的に。それを見ないで、そういう方は無視して削除してしまうというのも一つの拒否の仕方･手法として位置づけるっていうのももしかしたらあるのかもしれないんですが、そこら辺をどういう風に考えるのかっていうことがあるかなっていう風に思ってます。そこまで深く考えず基本的に誰でもがインターネット上でこれだけ流通しているもの、ツールを使ってやるっていうことに対して全面解禁しようってことは多分このメンバーでもそんなに異論はないと思うんですけど、色んな意味で反対意見が来た時にきちっと返せるようなものは持っていないと。こういうことが起きたらどうするのかっていう想定をしながら、それに対してはこういう考え方なんで解禁すべしっていうことをちょっと明確にしておく必要があるのかなっていうこと。

今日のテーマの二つの事項について、前回配付する予定だったペーパーと前回議論、記憶のある範囲ですけれど、そういう議論になっているかなと。そこら辺で改めて少し、じゃあ具体的にどういう提案をしていくかっていうことをご議論していただきたいと思います。以上です。

片木淳：はい、ありがとうございました。それでですね、富山さん、わたしが前回、この辺をとりまとめたのは議事録のどこを見たらいいの。

富山達夫：前回のは、すみません、まだできてません。

片木淳：ではまあ個別的に思い出したことを申し上げていきたいと思いますが。前回ある程度はわたしの方からご説明をみなさまにしたところです。この秋に中間報告というか、その時にどう出すか。全体の議論もありますし、早急に対応すべき問題もある。そのテーマとして「選挙運動期間」から、それ以外、選挙運動期間とも関係しますけども「選挙運動規制」。これをどういうように扱っていくかということの中から、主に今、当面提案するとすればどういうように改善すべき事項があるかっていうことで論点をまとめているということですよね。

それで選挙運動期間は前回も議論したんですが一応結論としてはですね選挙運動規制と一体のものではないという議論ですね。それで選挙運動規制を現行のままにしておいて、選挙運動期間をなくしたらどうなるのかということになると、それは選挙が始まるずっと以前の段階から今やかましく言っているような選挙運動規制がかぶってくるし、政治活動もその並びで規制されると。だから政治活動の方に規制が及ぶことになる。今までは事前運動期間については選挙運動はもちろん選挙運動として禁止されていますけれども、選挙運動期間に入らなければ政治活動はある程度自由になっていた。選挙運動期間に入ると選挙運動とのバランスの問題というか、選挙運動規制があまりにも厳しいんで政治活動についても非常に厳しい､「確認団体」を作れとかね。一般的には規制がダッとかぶっているというようなのが実態ですので、選挙運動期間を撤廃してしまったらそこをどういうように考えるかっていうことを議論したわけですよね。そうするとやはり選挙運動規制そのものと連動してくるということに、一応方向としてはなっておったかと思いますが。この点について改めてちょっと、ざっと眺めていただきまして、小林メモ、「１．選挙運動（期間)」。これについて何かご意見。どうぞ。

城倉啓：前回お出になっていない委員の方でですね、この点について。お出になっている方は方向性について、選挙運動の期間を撤廃し、選挙運動の規制をなくすということに大方賛成なんですね。ですので、その点についてお伺いしたいのと､わたくしの記憶では買収のことについては坪郷委員が調べて下さる、と記憶しておりました。各国の。つまり、買収規定が置かれなくても一般法その他の法律で大丈夫なんじゃないのか、他の国ではどうなのかっていうことがあったと思いますので、まずは小島委員や武井委員のご意見を伺った後でですね、その点について議論を深めていただければと思います。

片木淳：はい、分かりました。それでは武井委員、何かご議論ありますか。急に言われてあれかもしれませんが、ご活動の中で選挙運動期間に関係することもあったんではなかろうかと思いますけども。

武井由起子：やはり非常に分かりにくいですよね。運動期間前と運動期間後でやっていいこと悪いことがこっちはできるようになったりこっちはできなくなったり複雑怪奇で、わたしなんかも何度も色々聞かれて困っちゃうぐらい大変なので、本当に普通の方がコミットするのはとっても難しいなと。後、こんなこと言っていいのか分からないんですけど、弁護士でわかっている人非常に少ないですね。極く極く一部の人なので、市民が困ったときに弁護士に聞いて何とか解決するっていうこともできないほど複雑。一部の政党の方とか、極く一部の弁護士の方は分かっていますけども、そうするとやっぱり政党と関係ない市民がやろうとするとこれが物凄い障壁になっているなという風に実感をしているところです。そして、今政党の方にお伺いすると衆参同日になると選挙期間が微妙にずれるというか、非常に活動がこっちで禁じられていることをこっちでもうやっちゃっていて、これは衆院でだめだ、これは参院でだめだとか。実質的にこうなるとこれができなくて、ああでああで、やっぱり物凄い負担があるみたいなので、やっぱりこれ無い方がいいんじゃないかなと思います。ただその一方で毎年毎年のように衆院が解散していてそれで選挙期間が無いとなると選挙にコミットと言った時にある程度集中してやるっていうことが今度できなくなって､ちゃんとお金もらって生きていかれる人オンリーになっているのかなあと。中々市民が一年間ずうっとやるというのは苦しいので、やはり、これはここの議論とは違うなあと思うんですけど、わたし個人としては解散権の制限と一緒になっている方が良い。そんなような印象を持っております。すみません。きちっと検討ができていなくて申し訳ありません。

片木淳：坪郷先生、ちょっと前からのお話でもあるんで。コメントを。

坪郷實：選挙運動期間という設定、今あるわけですが、これ国際的に見ると G7の加盟国も含めてほとんど多くのところは選挙運動期間を元々設定していません。一つは、ただ設定がなくてもですね、立候補の手続きはあります。ですから立候補の手続きを三ヶ月ぐらいでやるとか、ひと月ぐらいでやるのか、手続法をどういう風にするのかっていう議論はありうるのですが、通常は日本のような選挙運動期間という発想が無いので、例えば衆議院議員選挙という大きな選挙をとれば、選挙が終わった日に次の選挙が始まると、やっぱり言われます。ただ、と言ってもですね、例えば、具体的な選挙日は大体一年以上前から確定しますので、集中的に行われるのは選挙直前、三ヶ月前から具体的な動きがあり、あるいは一ヶ月前頃から大体ピークになる、一ヶ月ないし二ヶ月に集中的に選挙運動が行われるということです。今は無党派層も含めて選挙期日の前にならないとどこに投票するのか決まらないと言われていますね。ですから選挙の前、直近になる方が効果があるというのは誰も考えていることなので、そんなに長くなって問題にならないのではないかというような印象です。

片木淳：だから別の話になりますけど、ちょっとおっしゃったことだけど、選挙公営も今までのここの議論の流れだと、お金の無い人も選挙戦うのには少し応援する必要はあるんじゃないかというと言ってますから。選挙公営をじゃあいつからやるのかっていう話ね、それから、おっしゃったように、手続きどうするのかっていう問題。これは諸外国ももちろん立候補して、そういう手続きでやっていく訳ですが、その期間というのは必要だということですね。ここで取り上げているのは選挙運動期間で、選挙運動しても良い期間というのを決めるというのはおかしいんじゃないかという流れですよね。それはみなさん大体それで良いっていうことなんですかね。小島さん、何かご議論ありますか。

小島敏郎：一つ、選挙運動って誰かに投票しましょうっていうことですよね。だから候補者が決まらないと選挙運動にならない、そもそもね。だから今おっしゃったように選挙期間の手続きは要らないんだろうと思うんですが、それは逆に選挙運動というのは候補者についての手続規定があって、候補者はいつに確定するんだとかいうことでそこからいわゆる従来の選挙活動になるわけで、この人に投票しましょうっていうのが選挙運動だとすればね。候補者手続きがあればそれで良くて、３６５日選挙運動ではないだろうとは思うんですよ。それが一つで、候補者手続きを決めれば良いということと、二つ目は、自由な選挙にすると腐敗するのかっていうね。腐敗するから物凄くどんどん厳しく厳しく厳しくっていう。一番最初に、自由な選挙、楽しい活発な選挙とか、楽しい選挙とかていうのはいわゆる自由競争しましょうっていう、選挙はこれから自由競争しましょうっていうね。ある意味じゃ今の公職選挙法は独占禁止法みたいな感じで、現職有利で新規参入排除っていうような法律になっているわけだから、もう今色んな分野で自由化しているわけだから。自由化をしていって何か悪いことがあったら後で捕まえれば良いっていう。最初からおんぶに抱っこでね、規制していくっていう格好ではなくて、自由にやっていて

これは最低限やっちゃいけませんよっていうものだけ事後的に、買収とかね、そういうものだけやるっていう原理で行けば良いんじゃないかと、物の考え方を変えないといけないですよね。それからもう一点ですけども、確かに僕東京弁護士会で広報委員会やってね、選挙法、選挙やりませんかと、特集でね。だから、こんなこと言っちゃいけない、いやそれは特別な人、極く限られた人しか弁護士やってないから、こんなの広報で取り上げてもしょうがないって却下されて、あ、そういうことなんだって今武井さんの話聞いてて。要するに弁護士会でやろうねって言っても、これは弁護士全体の話じゃないからねっていうのが認識だっていうことが逆に分かってですね、それ以上は言わなかったんだけど、それ問題かもしれないなっていう気もしますね。

片木淳：ついでに申し上げたら、選挙学会もそうですよ。学者も。わたしも十年ぐらい前に、学会で取り上げてくれっていうことで言ってやったことがあるんですよ。北川先生も入れてね。その時は集まりがまあまあ良かったんだけれども、中々それが議論にならなくてね。だから細かすぎるのか、突っ込みの観点をどう考えているのかよく分からないんですけどもね。そういう風潮が弁護士会、学会あるんじゃないでしょうかね。率直なところね。はい、どうぞ。

武井由起子：選挙運動期間については先生方のご説明でわたくし大変納得いたしました。ありがとうございました。弁護士について言わせていただきますと、やっぱり特定政党と非常に関係が深い弁護士がいるものですから、それ以外の弁護士は、そういうのは任せておけばいいというような感じになっているというところですかね。だから詳しいのは本当に自由法曹団系の弁護士の方は本当に色んな議論を蓄積されて、本当に凄いなっていう風に思っているんですけども、それについても何かそういうノウハウを分けていただきたいという風にちょっと思っていまして、今ミナセン全国連絡会っていって５０いくつっていう地方勝手連が各県とかに色々あるんですけど、その中ではできたら弁護士一人か二人入って公選法についての悩み事をミナセン・ローヤーズネットというのを作りまして、非常にそういったことでは詳しい弁護士に入ってもらって何か困ったらメーリス上に流して誰かが答えるというような、初めてですね、規制緩和っていうわけじゃないんですけど、ちょっと弁護士もみんな自分事としてやってみましょうよっていうことで少し風穴を開けつつあるようなところです。後、弁護士が取り組みにくいもう一つの理由としてはね、やはりこれ法律を読んで普通に解釈するとこうだろっていうことが、やっぱり実務と法律がすごいかけ離れていて、本当によく実務を知らないと分からないということと、後、各県各選挙で運用はそれぞれ別。たとえば京都だったらこういうのも許されるけども、他じゃあ危険だみたいな感じ。選管に言っても結局、やあ危ないしみたいな感じで言われちゃって。たとえばわたしたちなんか解釈でここまではOKでしょってこと、何とか線を引くのが弁護士の仕事なんですけど、ちょっと公選法に限ってはそれができない。なのでちょっと運動論みたいになっちゃうんですけど、やっぱり京都とかはかなり自由度が高くて、そこではすごい詳しい弁護士が束になって何か問題があると駆けつけるって構図ができていて。言ってしまうと国会前見守り弁護団状態になっているわけですね、京都に関して。だからそこは公選法についての解釈もかなり、解釈っていうかできることって言って守ってきたことがかなり他よりも大きいので、やっぱりちょっとそういう仕組みを最終的には作らないと、きっといけないんじゃないかなというような、そんなような多分に言い訳がましいですが、すみません。

片木淳：はい、ありがとうございました。どうぞ。

坪郷實：それでは先ほど城倉さんが言われたことがいくつかありますが、時間がないと思いますので手短に。選挙犯罪の問題と選挙期間とは関わりがありますので、若干その手の話をしたいと思いますが、それに入る前にですね、選挙期日がどんどん短くなってきたという議論を以前もしましたが、山口さんからも質問がありましたが理由はということで若干調べてきましたが、まだ委員会の議事録は部分的にしか見ていないのですが。自治省の選挙部が出した『選挙法百年史』の中に公職選挙法の改正の要旨というものがあって要約版が載っているのですが昭和２７年の８月の公職選挙法改正要旨の中にこういうくだりがあります。「選挙期日の告示期限を選挙費用の縮減の見地から次のように短縮した」ということで基本的には選挙費用の縮減という理由で期間が短くなっていると。これはもちろん実質的な効果として現職に有利であり、選挙期間が短いということは新人が中々当選しにくいという状態を作り出す。現職からすれば事前運動は禁止されているのですけれども政治活動で準備ができるので現職にとって選挙期間はやはりできるだけ短いほうが良い。有権者の一般的な議論の中で言われているのは、やはり選挙カーが走り回るうるさい期間が短いほうが良いというような。この辺りは本音というか、実際みなさんが色々議論している中ではそういう理由がある。議事録を見てみますと選挙の公正さを期するためにいう一般的な理由は上がっているのですが、実際そう論拠づけを明確にしたものはまだ見ていませんが、もう少し探してみます。

それと選挙犯罪に関することですが、これはあまり専門書も含めて少ないのですが、一つ重要なものとしては『資料　注釈選挙犯罪（１）』というタイトルで選挙犯罪研究会という研究者と弁護士のグループがかなり前ですけども報告したものがあります。それを大谷實さんが、当時同志社の助教授ですけれども、まとめたものの中にかなり色んな情報がありますので、公職選挙法のいくつかの論点だけ紹介いたします。選挙犯罪は大きく分けて刑法上の類型論なのですが、実質犯と形式犯とがある。実質犯というのは腐敗的な選挙犯罪が実質犯ということです。このことが選挙の公正を阻害するものでありいわゆる刑事犯的な性質を持っていると。こちらの方は公選法第十六章で「構成要件とそれに対する罰則」。構成要件ですから何がそれに該当するのか、それがどういう罰則なのかということなのですが、ここは色んなものを見てみますと、この構成要件自体が非常に曖昧で適用自体が十分ではないのではないかと指摘があるのです。これは、たとえば買収の場合に該当するのですけども、買収の場合、選挙期間の問題と、それから事前運動の段階と関係するわけですが、どこまで遡れるのかと。先ほど言ったような議論の中では選挙に近づく方が効果があるので、買収も直近の方が効果があると基本的には考えられると。そうすると一年前まで、そこまで事前運動として買収として摘発するかどうかという問題。こういう色んな個別の問題が生じていると。犯罪で摘発される場合も落選候補の場合に摘発されるケースが多くて当選者が摘発されないのではないかという議論もあります。これも確認されたわけではありませんが、そういうことを言っている専門家もいます。以上は日本の問題点ですが、その点をそれじゃあ国際的に比較をしますと、ドイツの場合には選挙法の中にこういう選挙腐敗に関するものがありません。刑法典の中に、公民権との関係で実質犯的な、いわゆる腐敗的な行為としての選挙犯罪については規制、取り締まりがあります。しかし選挙法には無いケースがドイツです。それに対してイギリスの場合には日本の類型に該当するような腐敗行為と違法行為というものがあります。日本の場合には実質犯というのは腐敗的な行為ですけども、形式犯の方がイギリスでは違法行為と言っているわけですが、もう一つの類型である日本の公職選挙法の形式犯は行為自体が犯罪というわけではなくて、公選法上戸別訪問をしてはならないという規制が行われているので、これは法律違反ということで選挙犯罪として取り締まられていると。

片木淳：それは日本ですね。

坪郷實：日本です。ということになります。イギリスの場合は最初から規制をしたというよりも、１５０年かけて規制が無い中で、やはり大きな腐敗問題が生じるので、かなり時間が経ってからようやく規制が入ったということなので、むしろ日本のようなかたちで最初からこういう規制が入ったことによって選挙犯罪の二つの類型があるっていうのはかなり特異なものであるというようになるかと思います。選挙犯罪を巡ってはかなり複雑な議論があるにもかかわらず未だ十分研究がされていないということで、その極く一部を紹介したということを述べておきたいと思います。

城倉啓：確認ですけれども、また弁護士の方にも教えていただければですが、日本の刑法には実質犯を取り締まるという内容がないということですか。公選法十六章だけがそれにあたるという理解ですか。腐敗的なるものを取り締まるのは刑法ではないということですか。

坪郷實：調べている中で言われていることは、刑法の総則が適用されるので違法性の問題だとか共犯の問題だとかいくつかの点は適用されているのですが、個別具体的には公選法の十六章ということになります。

片木淳：その他に。どうしましょうか。今は選挙運動期間から宿題的に残っておったところを坪郷先生がご報告していただいたわけですが、後、じゃあ進ませていただきまして時間が後３０分あるのでこれを終えたいと思いますので。1 ページの下の方ですね、《早急に改善すべき事項》。これはもう何回も議論していただいている「文書図画による選挙運動の自由化」。当面、早急にということですけども、特に地方選挙におけるマニフェスト。これについては城倉さんの方でこれはマニフェスト研究所にちょっとあたっていただいているんですか。

城倉啓：第３部門の北川委員にですね、８月の合同の第１・第３部門会議がありますけれども、そこで発題をしていただくという依頼をしていて、未だ答えをもらっていないので確認をさせていただきたいと思っています。こちらも合わせて、地方議会選挙と国政選挙、どちらも配布すべきだというような論でいきたいと思っております。なお、もう一つ、関連ですが、この場でみなさんご確認いただけると助かるんですけど、８月の合同の審議会の日程調整をしているところではございますが、もし第３部門が北川さんが発題ということになれば、第１部門も一つ発題をしてくださる方がいらっしゃれば助かるなとい

うことと、事務局で話し合った案ではございますけれども、濱野委員が８月であれば東京に居る期間が長いので、立会演説会のことで彼は非常に関心を示しておられたし、また第３部門でも太田啓子委員がご発題の時に立会演説会のことをおっしゃっていたのですね。ここでも歩調を合わせるという意味で、今日の小林委員の資料でも２ページ目に正に立会演説会がありますけれども、これを合同で８月、立会演説会の発題を濱野さんがして、北川さんがマニフェストのことを発題、具体的改革案をご提示いただくという形にすれば実のある合同審議会になろうかなと。全体としては参政権を保障していくと、そんなようなテーマでいかがでしょうか。

片木淳：はい。わかりました。今の点はいいですかね。結局、ですから８月にもう一ぺん議論する機会も、合同ですけれども、あると。だから今日のところは、まず、文書図画による選挙運動の自由化は是非やれという話。理屈付けについては色々と書き方があると。さっき小林さんの方から発表していただきましたが、マニフェストについては普通は政権公約と訳されてるんで、政権取る・取らないという話が中々地方議員の場合は取らないのが普通ということで、政権というのを外して「公約」みたいな話になるかということですね。議員の公約、あるいは会派の公約、会派とか政党の公約という可能性もありますけども。そこは、要するに元へ戻れば文書図画の突破口を開こうということで色んな政策論議をしなきゃいかんと。さっきやりましたように対立構造の中で議論するのが民主主義だと言う時に、議論するのに政策を紙に書いて配らないのかと。一方でインターネットではどんどん配っているじゃないかという流れの中で、マニフェストをどんどん解禁にする、当面の課題として突破口として進めていこうという戦術的なものもあるんですけども、そういう風に考えると、いずれにしてももっと広くても良いんだけども、現在地方議員が自分が何をしたいと思っているのかをどんどん文書に書いてどんどん議論したらいいじゃないかというように理解すれば、いいのではないかという感じ。いかがですか。

小林幸治：確認までですけども、選挙運動期間を廃止する、もしくは選挙運動の規定丸ごと廃止する、ある意味ではものすごく大きな改革と、現行法の中でも、現行法のままでも自治体議員の選挙の場合にマニフェストを配るというのは法律を変えればできる話なので、とりあえずは全体像は意識しながら、できるところからすぐにやれっていうような主張の一つとしてマニフェストを配布できるようにしろというような内容になってくるんだと。なので、２．以降の早急に改善すべき事項、これは二回前ですかね、片木座長の方からお示ししていただいた項目を基にして、そのまま使ったと。ですのでマニフェストだけではなくて２．にあげているものは現行法そっくり条文のかたち変えなくても、個別の中身を変えていけばできるものというように考えられます。

片木淳：ちょっとずつというか、一つ一つ切り離してやれと。さっきの選挙運動規制全体をごそっと変えるのはもちろん究極目的ですけど。

小林幸治：市民審議会としては全面、大手術というか本当に大幅に変えろというのは工程にもあるんですけど。

片木淳：一部改正。

小林幸治：はい、十年かかって全てを一斉にやるんではなくて。

片木淳：そういうことですね。もう少し具体化していきたいんで、次の項目に移って良いですか。戸別訪問の自由化も一応議論はこういう流れですが、少し書いてありますとおり、本人以外の戸別訪問をどうするかという問題も少し書いておいたんですけども。

城倉啓：すみません、片木代表。今日は３番の戸別訪問ではなくて、１番と２番と５番を話すというのがお題。文書図画、インターネット選挙運動、選挙運動期間という話。

片木淳：すみません。来月の話になるのかな。

城倉啓：ええ、ええ。すみません。

片木淳：じゃあ、来月はもっと詳しく戸別訪問の、それは後でお話しましょうか。もういっぺん教えていた

だくと、１．と２．と、今日は５番でしたね。ということで失礼いたしました。ちょっと先走ってしまったようですが、５番について、取り出して議論しているということで、趣旨は、全体そっくり議論はしてきてるんですが、今日のところはこれを取り出してやっているということですね。５番をご議論いただきたいと思います。インターネット選挙運動の全面自由化。先ほどご報告ありましたとおりメールですね。政党はメールもどんどん出せるんですけども、第三者だけが出せないというところだけが残っているということですね。ですから５番の○に書いてありますように「インターネット選挙運動全面自由化」というのはそういう意味ですね。これもまあ先んじて提案ということで。要するに中間報告でこれを書くということになりますかね。

城倉啓：その通りですね。中間答申の様式はまた別途考えますけれども、「提言」として出せるものとして、この２番と５番なんかはかなり具体的に出せる内容なのではないかということでございます。先ほど選挙運動の自由、全面自由って言ったら、これは文書図画についてもインターネットについても全部含まれているという理解でございますので。それはそれで一方で言いながら、今回はこれをっていう形で出していく。２０１６年の１１月にこの二つは出すことが出来るのではないかという風に思っておるんですけれども、いかがでしょうか。

片木淳：わたくしが二か月前にご報告した時の「当面」というのは、さっき要約した参議院選挙を前にというねタイミングもあるなと。その時のネタとしても良いなという頭もあったんですけども。というのは、これだけ議論が進んでくれば、秋には全部結論が出るというような気もある。延ばす理由も無さそうな気がしてきたんですけど。

城倉啓：代表がそうおっしゃればそうなると思いますけども。今おっしゃっているのは２番と５番は見解の中に盛り込んでも良いんじゃないかということですね。

片木淳：そうそうそうそう。それも含めて。

城倉啓：例示列挙の中に、こういう風に変えろというところに、この２番・５番入れて良いと。

片木淳：それと全体が秋に間に合うんじゃないかと。

城倉啓：はい。第１部門に関しましては全体が間に合えば一番良いですね。それは本当に良いことです。

片木淳：小林さんの方からご意見があるようです。

小林幸治：意見というわけではないのですが、現実的に参議院選挙を前にじゃあ法律を改正できるかっていうと、ちょっと国会も終盤になってきてこれから提出してなんてことが現実的にありえるのかっていうことも考えながら提案の内容も考えたほうが良いかなという風に思いますけど。

片木淳：そうですね。いずれにしましても今日の議題としましては、１．２．と５．だけやっておけば今日のところは進んでいるということになりますので、ちょっと恐縮ですけども、はい、どうぞ。

小林幸治：これ、インターネットだけではなくて文書図画全体に言えることなんですが、文書図画を全体として捉えて全面解禁にしたときの課題として、誹謗中傷をどうするのか、規制するのかどうなのか。誹謗中傷といってもどのレベルなのか。今回かなり不十分な形かもしれないですけどヘイトスピーチの法律、参議院を通っています。インターネットも含めて少し整理しておく必要があるのかなと。この辺は多分みんなの選挙でインターネットで全国に散らばっていらっしゃる武井先生も、例えば北海道の補選なんかの場合、選挙期間中何かそこら辺で課題というのがあったのかないのか。もし参考になる話があれば聞かせていただいたらありがたいかなと。

武井由起子：すみません、あんまり準備していなくて。インターネットに関して言うのであれば、やっぱりメールだけが規制されているっていうのは非常に不自然なので、ツイッターとかフェイスブックとかやりたい放題だったら別に良いんじゃないかというようなことは、みなさんよくおっしゃる点かなと思います。誹謗中傷についてはやっぱり候補者の当落を左右するっていう形ではあれなんですけども、経歴

詐称疑惑的な話とか、ちょっとこんなの本当かなっていう悪意のあるものは無いわけじゃないですし。一方で国会議員の過去の何がどうこうって週刊誌的な話になりますけど、そういうのもあったりしてちょっとどこまでどうなのかっていうのは、ちょっと難しい問題があるなあと。実際ちょっとそういうようなバッシングを受けている議員さんとか、今野党共闘みたいな話でとにかく候補者統一しようっていうよう中で、何かちょっとそこで党の意向でやっぱりどうしてもこの選挙区には政党候補者出さなきゃいけないからって出たような方に、結構冷たく、そういう方がバッシングみたいなことに遭うこともあったりして、中々こう一律にここまではっていうのが難しいところなのかなと。ちょっとこれは少し検討させていただければと思います。

片木淳：ありがとうございました。今までの議論だと、わたしの理解ですけども、刑法で取り締まれるようなものは、もうそっちの方で良いじゃないかと。わざわざ公職選挙法に刑罰として入れる必要はないんじゃないかという一つの線はありますよね。それから、じゃあ何を、今言った経歴詐称なんかは選挙の結果を左右するもんであるとみなさんが認識するんであれば、それは書いてもいいかなと、公選法に、という議論があったかと。それからもう一つはあんまりひどいことを言うのが、誰が言うか分からないというのがあるんですけども、そんなことを言うとかえって落選するという議論もあるかもわからないですよ。つまり相手方が誹謗中傷してるってことになると、かえってそういうひどいことを言う奴はね、落ちて当然ということもあるのかもしれませんが、そういうことが分かるようであれば結果として当然刑罰じゃなしに、選挙の上では、言ってる方の陣営が落ちるっていう、そういう話もありましたね。いずれにしましても刑法犯一般でまずやる話があって、前提に、それについて公職選挙法で選挙法自体として何か残さなきゃいかん、さっきの買収規定とか、お話がありましたそういう自然犯的なね、内容的なことについては刑罰科さないといかんということになれば、それは今後我々は議論していこうという風になりますね。それからもう一つ参考までに申し上げておきますけれども、メールですけども、ちょっとバランスで変だなってみんなが言っているのはフェイスブックとか SNS で何ですか、わたしも技術的には分からないことがあるんですけれども、フェイスブックは良いということなんですよね。どんどん書き込み。それは良くて、わたし詳しいことわかりませんが、電磁何とか法の技術的なことから言うと境界がわからなくなってきて、メールと同じじゃないかというようなものまで許されている。それを一応線を引いて総務省のホームページによるとフェイスブックとか SNS で書いているものは、それはもう良いんだと。それはホームページと一緒だという扱いになっているんですね。だからそこら辺バランスも欠くんじゃないかという問題も実はあるんで。参考までに。

石川公彌子：北海道５区の補選なんですけれども、結構わたしよく見ていたんですが、一応無所属候補という形になるので建前上は政党の指導というものが入りにくいということになっているんですが、かなり公選法違反としてこれはまずいなと思われるケースが見受けられたのが、ちょっと気になっているんですね。具体的に言えばボランティアさんに宿泊先を提供して宿泊先から事務所なりなんなりの送迎も込みで募集をしているというケースがあったりですとか。これは買収に当たるということと、それから細かい違反というのがたくさんあったんですが。それから今回新しい形で少し問題なのかなと思ったのが、電話かけボランティアを勝手連でやるという動きがありまして、これは結構個人情報のデータを電話番号とか住所とか職業とか、選挙区内の選挙民の方の、そういうものが普通にネット上でやりとりをされていて、ボランティアに参加したいですって言うと送られてくるような形になっていたので。フェイスブックのアカウントって、いくらでも偽アカウントを作れますから、そういうものを騙って、例えば詐欺業者なんかがですね、ボランティアやりますって言って個人情報をどっさりと持っていくなんていうことがあるとかなり拙いのかなという感じがしまして。その辺の歯止めをどう考えるか。まあ個人情報保護法で多分できると思うんですけども、ただ公選法に関しましてもちょっとその辺りは何か一筆入れておいた方が良いのかなという風には思いました。

武井由起子：電話かけボランティアはミナセンの中で言い出した人がいて、普通の市民が発案してあれだけやったということで、市民選挙の勝利だっていう風には言われてるんですが、一方でこれ法的にどうなのかっていうことについてなんですけれども。実際にやったことはですね、名簿業者から買ってきたわけじゃないんですね。電話帳から買ってきてやっていて、これはよく与党さんとか、力あるところはやっていることだったりするので。なので、一応公開されている情報には基づいているんですね。なのでフェイスブックのアカウントでどうやって名簿としてきちっと規定してやるのかっていうこと、今度参院選でまた３０万人規模でとかって言っているので、そこをどうするのかっていうことじゃないかなというようなことでは、一応課題としてはありますね。後、ボランティアについては、全然選対と関係ない人が良かったら泊まってみたいな話だったので、何をどこまでどうするかっていうのが、やっぱり本

当に公選法って分かりづらいなっていうか。市民の人がじゃあこうしたら良いよということで自分で考えて動くことがことごとくグレーになるというようなことがやっぱり本当にみんな池田まきさんの選挙をやった人は、本当に公選法ってよく分かんないし何もできなくなっちゃうねというようなことになってます。後、今のご指摘について言うと、選対はきちっと党が入っているっていう風に聞いているんですけども、今の電話かけたとか、あるいはどこか泊めてあげて、みんなでカンパしてあげたお金でバス連ねて行ったみたいな話については、全然政党や池田まきさんの選対と関係ない人たちが自発的にやっていることで、そこはファイアーウォールっていうか、一つ切れてる感じなんですね。それについて逆に選対にアドバイスくださいよと言うと選対側の運動員になってしまって何かあった時の責任が全部選対の方に来てしまうと。だからあくまでそこについてはもう全然関係ないと、勝手連として応援したい人は勝手に応援してくださいというような感じになっていて。だから逆を言うと折角応援しに北海道に来てるのに、候補者の街宣の日程すら教えてもらえないみたいなこともあったりして。中々、折角市民が立ち上がって応援しようとしても、やっぱりそこはきちっと切っておかないと、全部市民がやったことで候補者に、みたいな感じになってしまうことが非常に悩ましい。正にご指摘のとおりであるという風に思います。

片木淳：今までの我々の議論の流れはですね、わたしの理解では、一応色々あるけども、小島委員もおっしゃったように、自由が原則だと。そして全部撤廃だというのが基本的出発点。しかしどうしても色んな人が心配して残せというやつをこれから精査してですね、それで残そうと。残さなきゃいけないものは。ということで一番筆頭に挙がっているのは買収なんですね。買収は誰が聞いても、金で票を買ったらそれはいかんでしょ。それはじゃあ残せと。こうなる時に今の話が微妙になってくるのは、ではそれをどういう風に買収と区分けしていくかと。さっき山口さんも話があったんですがね。弁当代をどうだとか、飯食わせる、ちょっとした報酬を出すとかね。それも単純労務じゃなしに、選挙運動員がやったら、こないだの防衛省出身者が捕まったんですかね。あれは典型的なやつですね。金額が非常に多かったですけど。そういうものとの区別をどこでやるかということはちょっと、かなり微妙なところがありますね。ただ我々としては原則は自由なんで市民が自由にやりたいっていうところをあんまり抑えるのはどうかっていうのが基本的にはあるんですけど。やっぱり心配する方には小林さんおっしゃったように、どんな説明をするのかというね。一般刑法でやるんだって言うんなら、それだって少しは納得するでしょうけどもね。何かまだありますか。どうぞ。

山口あずさ：支出とみなされないものの範囲なんていうことが、こんな立候補届出手引という、わたしが市議選に出た時のものなんですけども、西東京市の出しているもので、支出とみなされないものの範囲として、立候補準備のために用意した支出のうち立候補者又は出納責任者以外の第三者がした支出で、候補者又は出納責任者の関知しないもの。だから第三者が出したものっていうので、これは準備段階で、関知していないものについては候補者の支出とみなされない。関係ないということですよね。また、立候補届出後の支出で、候補者または出納責任者と意思を通じた者以外の者、勝手にやっている者、ただしこれに当たる支出は違法であり処罰されます、何だこれ。届出後の支出で意思を通じた者ですよね。関知しない者。だから要するに意思を通じた者以外の者は関係ないんじゃないのかな。これどう読むんですか、（混乱。。）

片木淳：後でちょっと。

山口あずさ：はい。要するに意思を通じていない者は関係、だってそんなこと勝手にやられて、そうしたら足を引っ張るために勝手に変な支出をして、知らないのに、ていうことができちゃうと思うんですよね。後、刑法のことをみなさんに言うのもあんまり釈迦に説法だと思うんですけども、一応一般の方も記録に残してっていうことであれば意味があるかなって思って。３４条名誉に対する罪、名誉毀損で「公然と事実を摘示し人の名誉を毀損した者はその事実の有無にかかわらず三年以下の懲役又は・・・」っていう話がありまして、２３０条の２ですね。「前条第一項の行為が公共の利害に関する事実にかかり、その目的が専ら公益を図ることにあると認められる場合には事実の真否を判断し真実であったことの証明があった時はこれを罰しない」ということですよね。公務員の候補者っていう三つか、第三項目。「前条第一項の行為が公務員又は公務による公務員の候補者に関する事実に関する場合には、事実の真否を判断し真実であることの証明があった時はこれを罰しない」なので、普通の人だと事実であってもやっぱりこの人懲役を受けてたんだよっていう言葉がぱっと言われると私生活破壊されちゃったりするので、そういうことであっても名誉毀損てなるんですけども公職の候補者の場合はですね、名誉毀損というのは成立しないという法律があります。後、個人情報保護法って、あれって良い法律なのっていう気がわたしはしていて、選挙やりにくくなってますよね。わたしなんかの時代には、自分の小学校の名簿、高

校の名簿というのがずっとある。小学校の名簿なんて４０年とか前の名簿だけれども、親御さんがご存命だと、お嬢さんの同級生が立候補していますとか、有効な名簿として活用できるんだけれども、今の人たちっていうのは前後の人たち、名簿のアイウエオ順の前後の人の電話番号だけ知っていて全体の名簿をやるのは個人情報保護法に反するっていうのがね、何のために個人情報保護法を作っているのかと言いたくなります。選挙で新人が出にくくするために作っているんじゃないかっていう話もある。その法律を尊重して何か議論を組み立てるべきなのかどうかという気がします。

片木淳：ちょっと時間がなくなってきたので、城倉さん、簡単に。

城倉啓：今まで話が出て来なかったけれども、前回の確認なんですけども、自由にしたら何か不都合がありますかと、その反論をきちっとしなきゃいけない。その時の一つが金持ち有利にならないかということが､文書図画において一番問題になってくると思っているんですね｡それについては片木代表の理解で、政治資金の総枠規制という考え方でやれば自由と。その部分が、金持ち有利にならないという部分と両立するんではないかという理解でよろしいかということですね。

片木淳：まあ、現行法でもそうなってますけどね。

城倉啓：なってますけども抜け道が色々あるわけですが。

片木淳：そうそうそう。

城倉啓：その考え方に基づくということは良いんでしょうか。

片木淳：良いでしょう。どうでしょうか。じゃあちょっとそれは時間無くなったんで次回のまとめを小林さんにすいませんが､ちょっとまとめていただく時に含めてご議論いただくということでよろしいですね。

小林幸治：今日のテーマの文書図画、マニフェストの部分インターネット解禁については次回の時に、少しこういう文章、たたき台を出します。今最後のところでお話いただいたテーマは公費負担をどうするかとか、また大きなテーマなので、それはちょっと関連性はあるけど一緒に議論すると、ちょっとまとまらなくなるかなと思います。

城倉啓：なるほど、分かりました。

片木淳：では、申し訳ありません、わたしの捌きが悪いんで。次回時間があればその議論も引き続きやっていただくということで、色んなテーマがまだありますから、８月までにいずれかの段階で結論が出そうなものについてはその問題も取り扱いたい。

小島敏郎：一言良いですか。聞きたいことがあるんですけど。

片木淳：ちょっと来月にしてもらえますか。一般の傍聴の方おられるんで、もしご意見あれば。無ければ良いですが。どうぞ。

傍聴 A：二点あるんですけれども、一つは見解案で城倉さんが出された第二案で「２１世紀の主権者運動と普選運動を呼びかける」と。この普選運動と、それに対して下から第さん段落のところで「日本では一世紀近くにわたって制限選挙が続いている」っていうようにありますが、普通選挙と制限選挙って対になっていると思うんですけども、制限選挙っていうのは一般には普通選挙に対する、要するに選挙権・被選挙権の制限ていう意味だと思うんですけども。もう一つ選挙規制で自由な選挙運動ができないっていう、そういう制限っていうことが、一般にはそうじゃなくて、選挙権・被選挙権での制限だと思うんですけども｡そういう意味で取るんならば､わたしは供託金ていうのは正に被選挙権を実質上制限する。それまでの納税額が供託金に変わっただけで、ここで「１９２５年の男子普通選挙の導入は、治安維持法や様々な選挙運動規制を定める公職選挙法と抱き合わせ」とあるんですが、供託金は１９２５年一緒なんですね。だからそういう意味で普選運動、まあ被選挙権については普通選挙が実現されていない制限選挙だってわたしは捉えているんですけども。後、細かいことなんですけども、この１９２５年の時

点では公職選挙法ていう名称ではなかったと思うんですけども。後、小林さんが前回の論点整理のとこで文書図画の例えばポストに入れるとかそういうのが拒否できないために、そういう制限があると。具体的にアメリカの例なんかだと思うんですけども。ただちょっとこれはあくまで憶測なんですけどもここでアメリカの、国会図書館がまとめた一覧表にはありますけども、切手等の無い配達物を郵便受けに入れることはだめっていうことは、切手貼ってあれば良いっていうことですよね。ていうのはアメリカではその郵政事業だけは連邦直轄の国営事業なんですよね、例外的に。だからそういう意味で収入確保とかそういうような意味もあるのかなとわたしは憶測してるんですけども。

片木淳：それとあれでしょうね、普通の郵便物と区別がしにくいですわね、切手貼ったら。ていうこともあるんじゃないかなとわたしは理解していたんですけどもね。

小林幸治：それと郵便で届く場合は特定されてますよね、相手方が分かってきちんと宛名を書いてあるわけだから不特定多数にやたら撒いているというわけではない。そこの関係、もうちょっと調べてみる必要がありますね。

片木淳：あの前半でおっしゃった点については修文というか、第二案のどこをどういう文章になりますか。下から三段落目ですか。

傍聴 A：別に具体的に動かしちゃってていうことではないんですけども、供託金の問題はかなり普通選挙そのものに関わる問題だと。

片木淳：供託金入れろって言われればどこかに入れますが。

城倉啓：一応入ってはいるんですが。その二行前に入っています。

片木淳：はいはい。そういう風に理解すれば良いということですね。

傍聴 A：はい。

片木淳：分かりました。あ、どうぞ。

丸井英里：とりプロの実務者の丸井と申します。メール稟議の中でも一回片木先生の案に対して出させていただいたんですけれども、先ほどのお話の中でとりプロの実務者として、進め方としてですね、次の記者会見の時にこれ出せるんじゃないのっておっしゃったことに賛成でしてですね、わたしは元々広告業界にいた者ですので、マスコミとか記者が来るにあたってお土産としてここまで進んだよっていうことが本当に具体的にあってほしいと思ってるんですね。もし先生さっきおっしゃったみたいに出せるのであれば出せるところを一つでも二つでも出していただいて、後はこんな段階だけれどもこんなものについてテーマで話しているよとか、後、今おっしゃられたような自由原則でわたしたちは行くというようなところの割と具体的なここまでの話し合いの中身について見えるようなものを出していただきたいとは思っているんですね。折角記者会見で来た時に記者さんがこの前とあんまり変わらないね、何か夢だけ語ってるねみたいなところで終わらせたくない。この運動本当にぽしゃってしまうので。そこのところを今回はばしっと出していきたいていうのが、これを進める運営側の気持ちとしては非常にありまして。

片木淳：分かりました。丸井さん、２１日までにまた具体的に案を。今おっしゃったことは、城倉さんの方で案文検討されるんですけれども、この小林さんの作ってくれた論点メモね。三つしか議論してないですけども、内容は前回までにやってきたことなんですけども。これ全部についてか、このうち主なものについて入れたらどうかということになりますか。

丸井英里：はい。わたしはそう思ってます。これからまだ決まっていないけれども九月までにこういったものについて議論して結果を出しますというような内容をチラ見せするみたいな形の方が食いついてもらえるんじゃないかと思っているんですね。

片木淳：なるほど、はい、分かりました。何か他の方で今の件はよろしいですかね。

石川公彌子：一応これって確定できなくても、改正案みたいな、案で良いのでいくつか出してみると、議論が進んでいるのなっていうイメージをマスコミ向けに持たせるのかなって。

片木淳：最終結論じゃなくても、段階のね。

石川公彌子：そうですね。だから両論併記の形でも構わないので案としてこういう具体的にこの条文のここを変えようみたいな話がでてますよっていうことはできるのかなと思います。

片木淳：それはまた表現にもよりますので。

城倉啓：すみません。確認ですが、２番５番のみならず３番の戸別訪問の自由化も議論していますとか、立会演説会の復活も含め第三者主催の演説会自由化も視野に入れていますとか、供託金は廃止を考えていますとか、こういう風に言って良いという理解で良いですか。

片木淳：案でね。

城倉啓：案としては。ちょっと問題になってる公費負担と政治資金の話は置いておいて、原則は自由ですよねということを前面に、１番に関しましては。選挙運動期間の撤廃と選挙運動の規制の撤廃、これを考えていますと言って良いということですね。

片木淳：そうです。これは手順がありますからね、今から。２１日までメールでもみんながもういっぺん意見を言うし、後もまだ手順があるわけだから、２５日まで。それは当然経てからの話ですから。

城倉啓：はい。

片木淳：とりあえずの案としては、まず書いてみてご意見いただいたら良いんじゃないでしょうかね。よろしゅうございますか。じゃあすみません。ちょっと予定の時間を過ぎていますが。

小島敏郎：一つだけいいですかね。今おっしゃたようなね原則自由とか、そういうのが国際的に民主的な選挙のガイドラインだって、そういうようなものってありますか。つまりアピールする時にね、もう少し根拠が欲しくて、勝手に言ってるってんじゃなくて国際的なガイドライン、僕らは政策語るときにOECDのガイドラインだとか国連の何とか人権委員会こう言ってるとか、何か色々持ってきてね補強するわけですよ。世の中こんなもんなんだって言うんだけど、日本の選挙制度しか知らないから、そういうように言ってみて、あなたがた突拍子もないこと言ってんだよねと受け取られるのか、国際的なガイドラインがこんなものがあれば、あるいは、というようなものがあればね、いわゆるまともなことを言ってるっていうことになるんですけど、そういうものが国際的には無いですかねっていうことを聞きたかったんですけど。

片木淳：坪郷さん、どうですか。あんまりすぐには思い浮かばないんだけど。一つはガイドラインじゃないけども、国際人権規約については一つのね論点として、自由な、表現の自由とか、選挙についてはこういう風にあるべきだっていう抽象的規定はありますよね。それからもう一つは欧州の方の政治連合みたいな、共産圏と争っていた時に欧州が、あれは自治宣言ですかな、世界自治宣言。何かその辺ちょっとあるような気がしますね。今すぐに出てこないですね。はい、どうぞ。

武井由起子：今の点に関してなんですけど、この前デビッド・ケイ、国連の表現の自由の特別報告者が来た時に公選法に関しても彼触れてましたよね。何を根拠にして触れたのか。やっぱりある程度の国際的スタンダードなり国連の考え方があるからこそ、触れられたんじゃないかなと思うので、何かブリーフィングした人とかにどなたかコンタクトしたらもしかしたら目処が付くかも知れない。すみません、いつもこんな話ばっかりで。

片木淳：まあ、何かありそうな気がしますよね。民主主義の基準というものがね。広げていこうとする時に、

世界にね。みなさんそれぞれで調べていただいて何かつかんだらだしていただきたいと思います。じゃ、今日はこれで時間も相当過ぎましたので、終わらせていただきます。ありがとうございました。また次回。何か次回の関係ありますか。

富山達夫：次回なんですけども、６月の２０日で定足数を満たしていたんですが、事務局側の都合でその日を延期したいと思いまして、また新たに調整さんを作りました。それでまだ他の委員の方で記入されていない方は是非記入していただいて、ちょっと申し訳ないんですが７月になるかもしれない。６月３０日から７月５日までで。７月になった場合、７月に二回やりますか。この間決めた工程表から言うと毎月一回っていうペースでやらないとちょっと拙いと思うんですが。

片木淳：だからわたしの意見なんですけども懇談会でも良いんじゃないですか。まとめて、また次の機会にまとめの機会もあるわけだし、何かそんなかたちで。でないとあまり揃ってと思ってたら中々ね。

山口あずさ：四時間でダブルでやっちゃうとか。

富山達夫：例えば時間を３０分延ばして、工程表を見て若干長めに議論して。

片木淳：それをやってもまた色々出てくるんじゃないかな。スケジュール通りじゃないですかね。

富山達夫：わかりました。では、７月の後半にもう一回やるということで。やりますので調整さん、よろしくお願いします。

城倉啓：すみません。もう一つ。５月２５日の審議会出られる方は４時からなんですけどもお手を挙げていただけますか。今、この時点で。武井さん、大丈夫。坪郷さんはお休み。小島さんはお休み。定足数の関係で決議があるものですから。

片木淳：それではよろしゅうございますか。これで終わりたいと思います。どうも。